

【クラブ規定】

1. クラブの設立の条件

(1) クラブ申請方法

所定の用紙に必要事項を記入した申請書を提出し、代議員会の承認を受けなければならない（申請は随時受け付ける）

- (イ) 組合員2名よりクラブを設立できる
- (ロ) クラブの会費は1名一ヶ月500円以上であること
- (ハ) 申請前の活動実績が半年間で三回以上あること

(2) 許 可

申請書が提出された場合、生活政策部では書類、並びに申請人からの説明を公正に審査し、期の最初の代議員会において承認を得、可否を決定する

2. 補助金額

(1) 10名以上のクラブに関しては、

クラブ設立初年度	9,000円／半期
二年目以降	18,000円／半期

10名未満のクラブに関しては、クラブ員1人に対し200円の割当額を支給するものとする。

(2) 半期毎に支給する

3. 活動状況の把握

生活政策部では、半期毎に各クラブに活動報告書並びに会計簿の提出を求め、公正であるかを審査する

4. 継続承認基準

(1) 会費徴収 毎月500円以上徴収していること

(2) 活動回数 (イ) 半期に三回以上活動していること
(ロ) 半期の延べ参加人数が6人以上であること
但し1回の活動の最小人数は2人とする

[特例] 組合員10名未満の事業所でクラブ活動を行う場合、
半期の延べ参加人数を、構成人数×3以上、1回の
活動の最小開催人数は、構成人数÷2より多いこと

(3) 提出期限 会計簿と活動報告書が2月末、8月末までに提出されていること

(4) 継続承認 (1)~(3)を一つでも違反した場合は、補助金の交付はしないものとする
但し次の半期で(1)~(3)の条件をすべて満たすことができれば元に戻す事とする

(5) 登録の抹消 二回連続で基準を満たさない場合は、組合クラブ承認を取り消す

<第2版>

第2章 付 則

第2条 本規定の改廃は、代議員会の決定によらなければならない。

第3条 本規定は、平成30年4月1日より施行する。